

スタンダード社会歯科学

第4版

編著 石井拓男 岡田真人 尾崎哲則 平田幸夫
著 大内章嗣 檉 則章 笹井啓史 平田創一郎
侯木志朗 宮崎秀夫 山本龍生

B5変型判 2色刷 222頁 定価 4,725円(本体4,500円+税)
ISBN978-4-7624-3644-4



平成22年歯科医師国家試験出題基準に準拠し再編集。歯学生が知っておくべき基本的事項を簡潔にきちんと解説。新たな著者も加わり、社会歯科学のスタンダードなテキストを目指した。

はじめに

- 1 患者の人権, 医の倫理
- 2 社会と歯科医療
- 3 歯科医療の質と安全の確保
- 4 診療記録・診療情報
- 5 医療面接

- 6 チーム歯科医療
- 7 保健・医療・福祉・介護関係法規
- 8 保健・医療・福祉・介護の仕組みと資源
- 9 在宅歯科医療
- 10 社会保障と医療経済
- 11 国際保健

Chapter 1 患者の人権, 医の倫理

医療は人の生命と健康に深くかわかるものである。したがって、医療に携わる者には古くから高い倫理性が求められてきた。また、医学・歯学教育における倫理教育の必要性は国際的にも認識されはじめている。
本章では、伝統的な医の倫理と現代における医の倫理、患者の人権への配慮、そして、それらに基づいた診療のあり方について簡潔に述べる。

Side memo
歯科医学における倫理教育の必要性
1章 参考文献 1), 2) 参照。

A 医の倫理, 生命倫理

1. 患者の人権と医療

(1) 伝統的な医の倫理から現代の医の倫理へ

『ヒポクラテスの誓い』に代表される伝統的な医の倫理は、医師集団のみならずに課した医師としての職業倫理であり、その中心をなすのは患者への献身、人命の尊重、患者の秘密の保持である。この古代ギリシア以来の伝統的な医の倫理は、1948年に世界医師会総会で採択されたジュネーブ宣言においても受け継がれている。

ところが、1960年代以降、伝統的な医の倫理が見直しの対象となった。その背景には複雑に絡みあったさまざまな要因があるが、主として次の2つの理由があげられる。

- ① 患者への献身について、伝統的な医の倫理では、医師は医師自身の判断に従って診療行為をするものとされてきた。ところが、第二次世界大戦後の世界的な人権意識の高揚、価値観の多様化、疾病構造の変化(医療における主要疾患の急性疾患から慢性疾患への変化)などを背景に、患者の自己決定権をはじめとする患者の権利が主張されるようになって、患者に対する医師の伝統的な態度はパターナリズムであるとして批判されるようになった。
- ② 医療技術の発達によって、たとえば「脳死は人の死か」、「代理懐胎は認められるべきか」といった、それまで考えられもしなかった新たな

Side memo
自己決定権
a right to self-determination
1章 (p. 6) 参照。
ヒポクラテスの誓い
1章 (p. 7), 資料 2 (p. 19) 参照。
ジュネーブ宣言
1章 (p. 7), 資料 3 (p. 19) 参照。
患者の権利
patients' rights
1章 (p. 8), 資料 7 (p. 25), 参考文献 3) 参照。
パターナリズム
paternalism
本人のためになるという理由で、相手の意向を尊重せず、管理したり支配したりする態度。「父権主義」、「道徳主義」と訳される。

Chapter 4 診療記録・診療情報

A 診療録・医療記録

1. 診療に関する記録

歯科診療に関する記録には診療録、同意書、処方せん、検査所見記録、エックス線写真、映像記録、手術記録、看護記録、入院診療計画書、退院時要約、歯科技工指示書、歯科衛生士業務記録、研究用模写などがある。
おもな記録の管理・保存に関する規定を表 4-1 に示す。

Side memo
歯科医師法 第 23 条
歯科医師は、診療をしたときは、遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載しなければならない。
2. 診療の診療録であつて、病院又は診療所に勤務する歯科医師のした診療に関するものは、その病院又は診療所の管理職において、その他の診療に関するものは、その歯科医師において、五年間これを保存しなければならない。

2. 診療録の管理・保存

歯科医師の業務として、歯科医師法第 23 条に診療録の記載および保存について規定されている。歯科医師は診療したときは遅滞なく診療に関する事項を診療録に記載すること、歯科医療機関の管理者(院長)が診療録を5年間保存することが義務となっている。

診療録の記載事項は、歯科医師法施行規則第 22 条によって次のように定め

表 4-1 法令上作成保存が求められている書類

作成すべき書類	作成者	保存義務者	保存期間	根拠法令
診療録	歯科医師	病院または診療所の管理者	5年間	歯科医師法
一定の様式の診療録	保健医	保健医療機関	5年間	保険医療機関及び保険医療費担当規則
歯科技工指示書	歯科医師	病院、診療所*または 歯科技工所の管理者	2年間	歯科技工士法
歯科衛生士業務記録	歯科衛生士	歯科衛生士	3年間	歯科衛生士法施行規則
処方せん	歯科医師	—	—	—
調剤済み処方せん	—	薬局開設者	3年間	薬剤師法
病院の記録 (処方せん、エックス線写真)	病 院	病 院	2年間	医療法施行規則

* 歯科技工を行った病院、診療所も含まず。 (厚生労働省) 第9回医療情報ネットワーク基盤検討会 議事録付録 2, 25頁